

※連合栓からの切替の場合提出が必要となります

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約に対する

同意書

（※各戸検針の共同住宅についてはこの同意書にて名義変更の手続きも行います。）

私（新名義人）は、『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収に関する契約』の全条に同意します。
（※契約内容については同意書裏面に記載しておりますので、ご確認のうえ同意をお願いします。）

共同住宅所在地 那覇市 丁目 番（番地）
共同住宅名称 ()号棟 ()号室

水道番号

				—					—		
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--

（フリガナ）

新名義人 _____ 印

※新名義人が法人の場合は、法人名及び代表者名をご記入のうえ法人の登録印を押印下さい。

連絡先 TEL _____ 【 自宅・職場・携帯・その他() 】

納付書の送付先 同上・その他 _____)

前住所 _____ ※前住所が那覇市内の場合のみ記入してください。

（以下代理人記入欄）

※1：代理人が申請する場合、本人の同意確認のうえ以下の欄もご記入押印をお願いします。

※2：代理人が法人の場合は、法人名、代表者名、住所、連絡先及び担当者名をご記入ください。

また、印鑑については法人の登録印をご使用ください。

※3：代理人による同意は、その権限を有すると上下水道局が判断する者（給水装置所有者等）に限ります。

場合によっては、ご本人の委任状等の提出を求める事もあります。

氏 名 _____ 印

住 所 _____

連絡先 TEL _____ 担当者 _____

※ 新使用者の皆様へ

- 1 水道使用の休止（転居など）の場合、あらかじめ上下水道局へ届け出て下さい。
- 2 使用者等の氏名又は住所に変更があったとき、すみやかに届け出て下さい。
- 3 水道料金等のお支払いは、口座振替をご利用して下さい。
- 4 開栓前に蛇口をしっかりと閉めてください。

上下水道局 記入欄	受付

第6号様式（要綱第3条関係）

『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する契約書（参考）

那覇市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と 給水装置所有者等（以下「乙」という。）との間に乙が所有する共同住宅「〇〇〇〇〇〇〇〇」（共用、消火栓を含む。）の各戸検針並びに水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収について、別に定める取扱要綱を認容し次のとおり契約を締結する。

（適用）

第1条 この契約は、建物の全体が同一給水装置により給水を受ける共同住宅を対象とし、建物の一部分のみを対象とはしない。

（メーターの設置）

第2条 甲は、甲所有のメーター（以下「親メーター」という。）を設置し、乙に貸与するものとする。

2 乙は、各戸に甲が定める設置基準（『共同住宅における各戸検針及び水道料金等徴収』に関する取扱要綱）別表）に適合したメーター（以下「子メーター」という。）を設置したのち、甲の検査結果が適合と認められた子メーターを甲に無償譲渡する。

3 前項の無償譲渡した子メーターは返却しない。

4 子メーターは、各戸の屋外に各戸ごと、甲が認める場所に設置し、各戸使用者（居住者）が不在でも検針、開閉栓及び取替が行えるようにするものとする。

（受水槽以下の装置等の管理責任）

第3条 乙は、受水槽を設置する場合、受水槽以下の装置が水道法でいう給水装置ではないことから、受水槽以下の装置及びこれらにより給水される水道水の水质について、責任を持って管理しなければならない。

2 乙は、その責任において子メーターの故障、破損、不鮮明等（以下「故障等」という。）が生じないように十分な注意のもと管理し、検針、開閉栓及び取替に支障を生じさせないようにしなければならない。

3 乙は、その責任において子メーターの故障等が生じた時は、甲に速やかに申し出なければならない。

4 甲は、前3項について、乙から申し出を受けた時は、速やかに措置を講じなければならない。

5 甲は、故障等の異常があった子メーターの取替及び検定満了（8年）前の子メーター取替を行うこと。また、乙は各戸使用者（居住者）に対し、子メーター取替の周知を行い協力しなければならない。

6 乙が、本市内に居住しない場合は、本市に居住する者又は甲が認める者を管理責任者として選定し甲に届け出なければならない。

（検針及び水道料金等の徴収）

第4条 甲は、子メーターで隔月の定例日に各戸の検針を行い、それと平行して親メーターの検針を行うものとする。

2 甲は、各戸に設置された子メーターの指示水量により水道料金等を毎月各戸使用者（居住者）から徴収するものとする。この場合において、水道料金等の算定については、私設消火栓、増圧装置に設けるチェック用水栓（取扱要綱第10条第7項第1号）、非常用給水栓及び貯水槽清掃、に使用するものを除いて、那覇市給水条例に定める一般用口径別料金を準用するものとする。

3 乙の責に帰すべき理由により、親メーターの指示水量と子メーター指示水量の総和に10%超過の差水量が生じたときは、当該差水量に従量料金を適用、算定し乙が負担するものとする。

4 乙の管理上の問題が原因で子メーターの検針ができない場合は、甲は水量を認定することができるものとする。

5 水道料金等の収納方法は口座振替とする。ただし、特に甲が認める場合においては、甲の指定する納入通知書兼領収書（以下「納付書」という。）により収納することができる。

6 この契約を解除するときは、期日を定めて既に発生している各戸使用者（居住者）の水道料金等について、乙の責任において一括して精算しなければならない。この場合の水道料金等の収納方法は、原則として上下水道局においての直接支払いとする。

7 私設消火栓使用、貯水槽清掃、その他この契約に定めがないものについては、那覇市給水条例及び那覇市下水道条例及び取扱要綱によるものとする。

（水道料金等未納の場合の措置）

第5条 水道料金等の未納が生じたときは、甲は当該各戸使用者（居住者）への使用している箇所の給水を停止することができるものとする。

2 甲が指定する日までに各戸使用者（居住者）が水道料金等を納入しないときは、乙は、当該各戸使用者（居住者）と連帯してその納入義務を負うものとする。なお、各戸使用者（居住者）の未納情報等の提供については、乙又は管理責任者の申請に基づき、甲が認めた場合に提供するものとし、甲が通知義務を負わないものとする。

3 乙が契約解除に伴う水道料金等の一括精算金を支払わないときは、甲は当該共同住宅の給水装置に対して、給水を停止することができる。

4 前項により乙及び各戸使用者（居住者）に損害が生ずることがあっても、甲は、その責任を負わない。

（給水装置所有者等又は管理責任者の責務等について）

第6条 乙及び管理責任者は、その責任において次の事項を行うものとする。

(1) この契約に関し、各戸使用者（居住者）に説明を行い周知させること。また、連合専用からの切替えの場合には、各戸使用者（居住者）の「同意書」を届け出又は届け出させること。

(2) 各戸使用者（居住者）が水道料金等の未納をしている場合は、当該各戸使用者（居住者）に対して完納を促すこと。

(3) 各戸使用者（居住者）との入居契約等において、転出時における水道料金等の精算済証の提出を規定する等の水道料金等未納発生防止策を講じるよう努めること。

(4) この契約の内容に変更が生じたときは、甲の定める書類により届け出し、承諾を受けること。

(5) 各戸使用者（居住者）の転出入について遅滞なく届け出又は届け出させること。

(6) 給水装置及び受水槽以下の装置の漏水発生防止措置を講じること。

(7) 水道使用開始の開栓の際は、給水栓（蛇口等）の閉まりを確認して、開栓事故（蛇口の閉め忘れによる水の出っ放し等）の発生防止に努めなければならない。

(8) 貯水槽清掃を年1回以上行うものとし、その実施について届け出及び水道料金を精算すること。

(9) その他、甲との事務の取次ぎを行いこの契約の遂行に支障がないよう協力すること。

（契約者の変更）

第7条 乙に変更がある場合で、変更後も各戸検針制度の継続を希望する場合は、甲の指定する様式により届け出なければならない。

2 前項の手続きがなされない場合においては、甲の判断によりこの契約の継続又は解除を行うことができる。

（契約の変更及び解除）

第8条 那覇市水道給水条例、那覇市下水道条例、その他関係法令等に変更があった場合は、その内容に適合するように契約の変更がなされたものとみなす。

2 乙が、この契約又は取扱要綱等に違反する行為をし、甲の指摘を受けてもなお是正しないときは、甲は、契約を解除することができる。この場合において、異議の申し立ては一切これを見とめない。

3 前2項により乙及び各戸使用者（居住者）に損害が生ずることがあっても、甲は、その責任を負わない。